



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢化は急速に進行しており、令和7年（2025年）には、団塊の世代すべてが75歳以上になるほか、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進行していくことが見込まれています。

本市においても、総人口が減少している一方で、65歳から74歳までの前期高齢者の人口は増加しており、高齢化率は令和2年9月末日現在35.4%で、今後も増加傾向が続くと予測されます。

高齢者、特に後期高齢者が抱える健康問題は、複数の疾患を有する高齢者の増加、加齢に伴うフレイルや認知症等の進行により、健康上の不安が大きくなります。このような高齢者の特性を踏まえた健康づくり、介護予防・重度化防止の重要性が高まっています。

また、平成12年の介護保険制度の創設から約20年が経過し、介護保険サービスの利用者の増加、サービス提供事業者も大きく増えました。この間、制度改正が図られ、介護保険制度は支援や介護を必要とする高齢者と家族にとって必要不可欠なものとして浸透、発展していますが、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も大幅に増加する一方で、支え手となる現役世代の減少が見込まれます。そのため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることが出来るよう地域包括ケアシステムをより推進させていく必要があります。

本計画は、これまでの計画の実績を評価しつつ、高齢者福祉施策及び介護保険事業を総合的に推進するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする「第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するものであり、高齢者の暮らしを地域で支える地域包括ケアシステムを一層推進していくため、総称を「伊達市地域包括ケア推進計画」として策定いたしました。

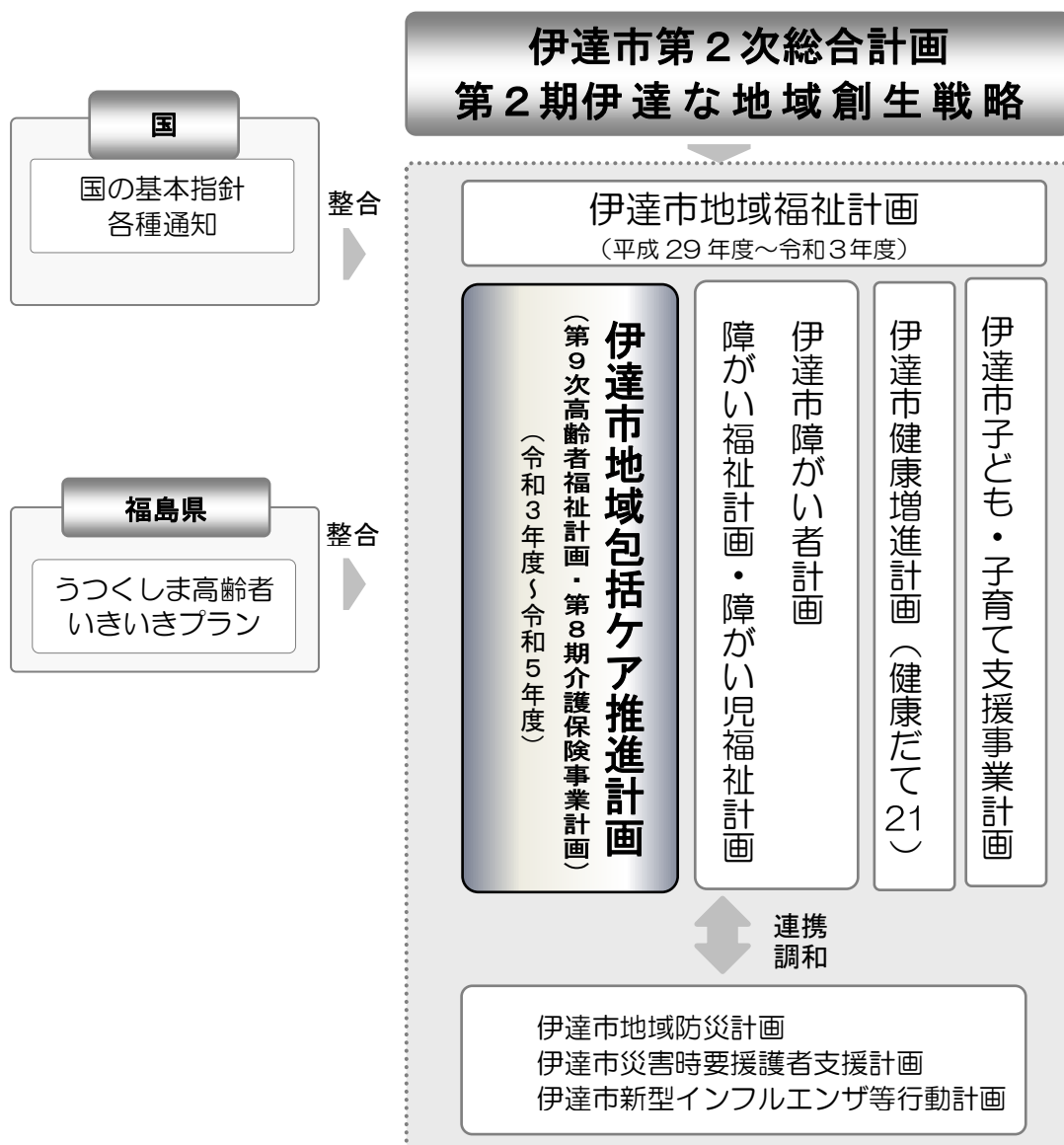
そして、令和2年（2020年）には、世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症が、多くの人々の命と暮らしに多大な影響を与え、新しい生活様式が求められるようになりました。このような新しい生活様式の下において、高齢者の健康維持や生活支援等、新たな課題解決に向けて取組みを進めていきます。

2 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

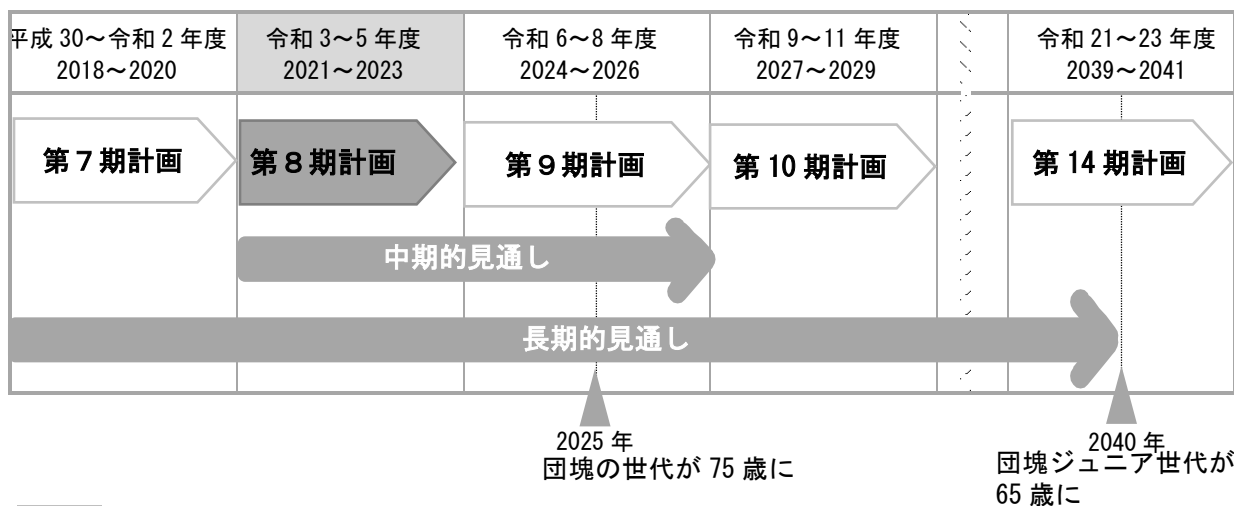
本計画は、本市の最上位計画である「伊達市第2次総合計画」や人口減少・少子高齢化に対応する上位計画である「第2期伊達な地域創生戦略」を推進するとともに「伊達市地域福祉計画」や「伊達市健康増進計画」、「伊達市障がい者計画」等の保健・医療・福祉に関わる諸計画との整合を図り、高齢者施策を具体化する計画とします。

さらに、本計画では、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に寄与する高齢福祉の推進に向けた取組みにもつなげていきます。



3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）、さらにその先を展望した団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。



4 計画策定の体制

（1）策定委員会の設置

本計画の策定、実施にあたっては、市民と行政が一体となった連携・協働が重要であることから、計画策定過程における市民参加を積極的に推進するため、学識経験者、医療及び福祉関係者、関係市民団体等の代表者等で構成される「伊達市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、検討を行いました。

（2）アンケート調査及びパブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、市民生活の実態や健康状態、高齢者施策等への考え方及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、令和元年度に各種アンケート調査を実施しました。

また、本計画内容について、パブリック・コメント制度に基づき、令和2年12月23日から令和3年1月12日までの期間、広く市民の方からのご意見を募集しました。

（3）庁内関係部署による協議

本計画の策定にあたり、前期計画の取組みによって見えた課題を整理し、本計画での施策の展開により、更なる支援の充実につながるよう、庁内関係部署との協議を実施しました。